

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	86.0%
正社員	86.4%
パート・有期社員	125.1%

対象期間：令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

賃金：基本給、諸手当、賞与を含み退職金を除く

正社員：対象期間中に出勤者はいない

パート・有期社員：パートタイマー、嘱託を含み派遣社員を除く